

新型コロナウイルス感染症に関する市の対応について（情報提供）

本日、「第7回新型コロナウイルス感染症危機管理本部会議」を開催し、下記の通り決定・確認しました。

記

1 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に向けた公共施設の利用休止及びイベント等の中止・延期の期間延長について（別紙参照）

【変更前】 3月15日（日）まで

【変更後】 3月22日（日）まで

2 新型コロナウイルス感染症対策備蓄品の配布について

3月9・10日に東京都よりマスク5,500枚の支援を受けたことを受け、本市が備蓄する新型コロナウイルス感染症対策に係る備蓄品（マスク・手指消毒用アルコール）については、配布基準により対象施設の優先順位を勘案して配布することを決定した。

3 「学校における子どもの居場所」の利用状況について

3月9日（月）から実施している小学校低学年を対象とした「学校における子どもの居場所」について、3月9日（月）と3月10日（火）の利用率が24%程度であったことについて報告。

4 各部の対応状況等について【主なもの】

【子ども家庭部】

- ・学童保育所の利用状況について、3月2日（月）から6日（金）は在籍児童のほぼ40%、今週は45%ほどであることを報告。
 - ・3月2日（月）からの小学校等の臨時休業に伴い、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、登園自粛等に協力した保護者が負担する保育園の保育料及び給食費（副食費）並びに学童保育所の保育料の取り扱いについて報告。
- 本日、施設を通じて保護者に周知する。

【産業振興部】

- ・新型コロナウイルス感染症により影響を受けている中小企業者等への資金繰り支援措置に伴う特設相談窓口の設置について報告。

【市民部】

- ・現在住民票の写し等が郵送で請求できることをホームページで案内しているが、転出についても郵送で手続きができることを新たにホームページに掲載。

【健康部】

- ・新型コロナウイルス感染症の情報などにより不安を感じたり、運動不足になったりしている市民の方に向けて、負担を軽減する方法や気軽にできる体操の情報をホームページに掲載。

令和2年(2020年)3月11日
八王子市新型コロナウイルス感染症危機管理本部

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に向けた公共施設の 利用休止及びイベント等の中止・延期について(期間延長)

本市における公共施設の利用休止及びイベント等の中止・延期については、市内の感染拡大を防止する観点から、「3月15日」までを対策期間として対応している。現在、市内に感染拡大の動きはないものの、日本各地で新たな感染者が発生していること、また、一部地域ではイベント等における集団感染が確認されている。

このような中、3月9日の国の専門家会議では、「日本の状況は、爆発的な感染拡大には進んでおらず、一定程度持ちこたえているが、依然として警戒を緩めることはできない」との見解であることや、3月10日の政府の新型コロナウイルス感染症対策本部会議で安倍首相は、「政府が要請しているイベント自粛について、今後おおむね10日間程度はこれまでの取り組みを継続するように」と求めている。

については、現段階での感染拡大防止対策を継続する重要性の観点から、本市における今後の取り組みについて、下記のとおり期間を延長して対応する。

記

1 公共施設の利用休止及びイベント等の中止・延期について

- ・対策期間を変更し、次のとおり延長する。

【変更後】

令和2年(2020年)3月22(日)まで

【変更前】

令和2年(2020年)3月15日(日)まで

2 その他

「公共施設利用休止の考え方」及び「イベント開催の判断基準」、「イベント開催時の注意事項」などについての変更はない。